資料１

「災害時における船舶による輸送等に関する協定書」締結式

佐賀県

佐賀県
旅客船協会

平成28年3月17日

協定締結式概要

■　**日時･会場**

平成28年3月17日（木）13：30～14：00
会場　＝　佐賀県庁新行政棟４階　危機管理センター

■　**出席者**

佐賀県	副島　良彦	副知事（防災監）
佐賀県旅客船協会	浦丸　護	会長

■　**式次第**

１．出席者紹介
２．協定概要説明
３．協定書調印
４．出席者あいさつ（①副島副知事　②浦丸会長）
５．質疑応答

協定の概要①

佐賀県旅客船協会について

浦丸　護　会長

【会員数】
10事業者（H28.3月現在）　会員保有船舶数　15隻

協定の趣旨等

【対象の災害等】
風水害、地震・津波災害、原子力災害、その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他住民が緊急に避難する必要が生じた場合

【協定の趣旨】
佐賀県地域防災計画に基づき、県が佐賀県旅客船協会に対して行う船舶による輸送要請に関し、手続き等必要な事項を定める

協定の概要②

協力を要請する業務

（１）被災者（観光客等帰宅困難者を含む）及び救助を要する者等の輸送業務
（２）救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務
（３）災害応急対策に必要な人員の輸送業務
（４）その他船舶による支援業務

原子力災害時の安全確保について

○　原子力災害時において、県が協会及び協会員に協力要請を行うのは、要請する業務に従事することによる当該業務従事者の被ばく線量が、平時の一般公衆の被ばく線量限度である１ミリシーベルトを下回る場合

○　県は、協会員の求めに応じ以下の物品等を貸与
（１）防護服
（２）線量計
（３）その他協会員の安全を確保するために必要な物品等